

追加提出文書 2

検定合格は、当該教科書の選定・採択の違法性の免罪符にならない

第一、検定合格教科書も誤りなどはある

「検定に合格した教科書であれば、どの教科書を選定しても、採択しても問題はないのか」、「選定ないし採択した教科書の問題性が不問となるのか」との問いを立ててみる。その問いに対する答えは、次のことで明らかである。

1、建築確認済証・検査済証が、直ちに建築物の実態の耐震強度保障にはならない

耐震強度偽装事件で明らかのように、建築確認済証や検査済証が、直ちに建築物の実態の耐震強度保障にはならない。つまり、建築基準法において耐震強度が定められていても、そこに人間が介在し、恣意的に設計の段階で偽装したり、うっかりミスを侵したり、また、施行における手抜き工事やミスもあるのであるから、建築確認済証や検査済証が直ちに建築物の安全を満たし保障するものにはならない。

2、食品衛生検査合格が、直ちに食品の実態の安全保障とはならない

食品衛生法第25条によって、厚生労働大臣の登録検査機関の行う検査を受け、これに合格し、厚生労働省令で定めた表示がされた食品において、その食品から使用が禁止されている食品添加物が検出されることは、それほど稀ではない。

そこに人間が介在するので、うっかりミスを侵したり、また、製造過程の手抜きやミスもあるのであるから、検査合格済みの食品が、検査済証が直ちに食品の安全を満たし保障するものにはならない。

検査合格済みの食品に、使用が禁止された食品添加物の混入が判明したとの情報があれば、県教委は、直ちにその食品を学校給食で使用しないように求める通知などを県内市町各教育委員会へり送るなり、厚生労働省に問い合わせをするなりなどの適切な措置・対策を行うはずである。また、そのことを行う責務・義務を県教委は負っている。

3、検定合格教科書にも間違いがある

いわゆる第三次家永教科書裁判(原審・東京地裁昭和 59 年(ワ)第 348 号)の最高裁判決において、教科書検定(以下「検定」という。)は違憲ではないとしながらも、「学界において特段の異説もなく、広く学界に受け入れられていたところにとって記述されている」箇所を「教科書調査官の個人的見解あるいは個人的調査、研究の結果に基づく」検定意見を付け、「記述が誤りであるとして他説による記述を求める」など合計4件を検定処分 of 裁量権濫用とし、国に賠償を求めた。

この最高裁判決が示すように、仮に検定が違法でなく(請求人らは違憲であると認識)、検定基準、検定規則、検定規則実施細則などからなる検定制度が整備されていても、検定に際して教科書調査官らが違法・不正行為を行ったり、うっかりミスをおかすことはあり得るのであるから、検定を経た教科書であっても記述内容に誤りもあれが、検定の過程における違法・不正行為もある。

その詳細は、事実証明書 18 の高嶋名誉教授の意見書のとおりである。

よって、検定を経た教科書であることが、直ちに同教科書が、子どもたちに適切な教科書であることを保障するものではない。

4、選定・採択における責務

県教委は、「検定を経てそのいずれを使用したとしても適法なものである教科書のいずれかを選択した行為にすぎない」と「検査を受け、これに合格し、厚生労働省令で定めた表示があるので問題がない」と使用が禁止された食品添加物の混入食品問題をそのまま放置することが許されるであろうか。

別紙 1 で指摘したように、当該教科書の記述内容には、多くの問題点、歴史の事実と反するものがある。ところが、別紙 2 で指摘したように、当該採択(選定も含む)において、適正かつ公正な採択手続きを怠る事実がある。

採択を行う理由及び法的利益は、検定のそれとは異なり、検定を経た(合格した)教科書のなかから、「当該採択地区ないし各学校の教育の実態に即した適正な内容の教育を受け得る」ための選択し、採択を行うことが、採択を行う理由であり、採択における法的利益である。その際の最も重要な観点は、子どもの学習権を保障する適切な教科書を選定し、採択することである。

結論

「検定を経てそのいずれを使用したとしても適法なものである教科書のいずれかを選択した行為にすぎない」との言い訳は許されないことは、上記のとおりである。

また、別紙2(8～9頁)で、検定と採択では、その目的が異なるのであるから、検定の合格が、当該教科書の選定ないし採択の合法性の理由にも免罪符にならない。

当該教科書は、以上の理由から、子どもたちに適した教科書とは到底いえず、当該教科書の選定ないし、採択は、違法があり、同行為に直接関与したものは、選定ないし採択における責務違反がある。

以上